

顔認証マイナンバーカードを希望の方

○これからマイナンバーカードを作る方

マイナンバーカードの申請時や交付時に職員に申し出てください。

代理人交付の場合でも、申し出することができます。

○マイナンバーカードをお持ちの方

既にお持ちのマイナンバーカードを顔認証マイナンバーカードに切り替えます。(即日交付)

手続き場所:役場 住民福祉課

代理人による申し出も可能です。

持ち物:切り替えするマイナンバーカード、委任状(顔認証切替)、代理人の本人確認書類

暗証番号の設定を希望しない旨の申請（顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請）
委任状

委任状

令和 年 月 日

筑北村長 殿

（申請者／利用者の住所） _____

（申請者／利用者の氏名） _____

私は、下記の者を代理人として顔認証マイナンバーカードへの設定切替手続についての権限を委任しましたので通知します。

（代理人の住所） _____

（代理人の氏名） _____

（本人との関係） _____

※申請者の氏名欄に申請者の署名または記名押印を行ってください。

通常のマイナンバーカードと顔認証マイナンバーカードの違い

マイナンバーカードを使うサービスに違いがあります。

暗証番号を設定しないことから、暗証番号の入力が必要となるサービスは利用できなくなります。

	通常のマイナンバーカード	顔認証マイナンバーカード
健康保険証としての利用	○	○ ※手続きが必要な場合あり
本人確認書類としての利用	○	○
マイナポータル	○	×
コンビニ交付サービス	○	×
オンライン手続き	○	×

※顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、手続きが方法が異なります。

①マイナンバーカードをお持ちで健康保険証と利用登録が済んでいる場合

⇒ 顔認証マイナンバーカードに切り替え後も引き続き健康保険証として利用できます。

②マイナンバーカードをお持ちで健康保険証の利用登録が済んでいない場合

⇒ **健康保険証の利用登録後に**顔認証マイナンバーカードに切り替えを行ってください。

③マイナンバーカードをお持ちで健康保険証の利用登録が済んでいない場合(代理人手続き)

⇒ 健康保険証利用登録の申込みに関する同意書が必要になります。記入の上お持ちください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

筑北村長殿

私は、下記に事項につき、筑北村長に対して同意いたします。

記

- 一 住民福祉課の職員が、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのためにマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に係る暫定的な暗証番号の設定を行うこと
- 二 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みにあたり、住民福祉課の職員に前号で設定した暗証番号をマイナポータルに入力させること
- 三 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのための手続（マイナポータル利用規約に係る同意を含む。）を住民福祉課の職員に代行させること

令和 年 月 日

(申請者/利用者の氏名) _____

※申請者の氏名欄に、申請者の署名又は記名押印を行うこと（自署が難しい場合は、代筆の上押印を行うことも可能。）。

顔認証マイナンバーカードから通常のマイナンバーカードへ切り替えを行う方

顔認証マイナンバーカードから通常のマイナンバーカードへ切り替えを行う場合、暗証番号を再設定することから原則、ご本人が来庁してください。

マイナンバーカードの他に、運転免許証等の本人確認書類もお持ちください。

○代理人による申請の場合

即日交付はできません。窓口で代理人が申請いただき、本人宛に照会兼回答書等をお送りします。

必要な持ち物をご確認いただき再度来庁をお願いいたします。